

歌舞伎町シネシティ広場周辺地区では、都市計画法第16条に基づき、新宿区により歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画原案の説明会が10月15日（木）に開催されました。その後、10月19日（月）～11月2日（月）の期間、地区計画の原案の縦覧を行い、地区内の土地・建物所有者、一定の利害関係者より意見書の受付を行いました。（裏面に説明会の概要についてご報告させていただきます。）

今般、皆様のご意見を踏まえながら検討を重ね、都市計画案を作成しました。つきましては、都市計画法第17条に基づく地区計画案の説明会、案の縦覧・意見書の受付を以下のとおり行います。

歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 地区計画案の説明会を開催します

■日時 平成28年2月9日（火）
14時から16時まで

■会場 新宿区役所
第二分庁舎分館 1階会議室

■対象者 新宿区の住民
及び
利害関係者

地区計画の範囲



案の縦覧及び意見書の 提出期間

2/10（水）～2/23（火）

場所：新宿区役所 本庁舎8階
都市計画部景観と地区計画課

※住民及び利害関係人で案の内容に
意見のある方は意見書を提出できます。

●歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画原案の説明会概要

日時：平成27年10月15日（木）14：00～14：45

会場：新宿区役所本庁舎3階 301 会議室

参加者：18名

内容：歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画原案について
都市計画等の手続きの流れ（予定）について



ご質問：8月に地元案で提出した際は、高さ制限の適用除外項目について、都市再生特別地区、高度利用地区のほか、総合設計が含まれていた。できれば当初の地元案通り戻していただきたい。

区対応 → シネシティ広場に人を呼び込む工夫や賑わいを創出できる可能性があるため、地区計画案へ追加することとしました。

ご質問：敷地面積の最低限度を500㎡とするという項目のなかで、現状建物があり、その全部を一つの敷地として使用するものについてはこの限りではない、とあるが、いくら小さくても良いのだろうか。

区回答：こちらの制限は、細分化の防止ということなので、現状の敷地が500㎡未満の場合、その土地をさらに分割せず、そのままの形状で使うならば適用されない。また、建築敷地として分割しないならば、相続等で持分が変わる事については問題ない。

ご質問：地元案から変更点があれば教えて欲しい。

区回答：地元案より変更した部分としては、「建築物等の高さの最高限度」のほか、建築物の形態・意匠についての項目で「原色を避け」という文言があったが、歌舞伎町の地域の特性を鑑み原色についての文言は削除している。

●今後のスケジュール（予定）

今回の案内	平成28年2月9日	都市計画法17条・地区計画案説明会
	2月10日～2月23日	地区計画案の縦覧・意見書の受付

今後の予定	3月頃	新宿区都市計画審議会（審議）
	4月頃	地区計画の都市計画決定、告示
	6月頃	建築条例施行

【問合せ先】 新宿区 都市計画部 景観と地区計画課 担当：石井・牛久保・片野
 （事務局） TEL：03-5273-3569（直通） 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1
 FAX：03-3209-9227 mail:chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp

※これまでに開催されたまちづくりの会の資料等をご希望の方は、景観と地区計画課までご連絡ください。
 ※まちづくりニュースは、不動産登記簿（平成27年8月14日時点）に記載されている土地・建物所有者を対象にお送りしています。